

創立30年記念特集号

特別支援教育

所報 第68号

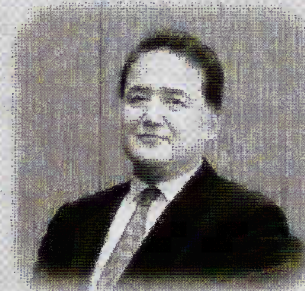


福島県養護教育センター

巻 頭 言

平成27年度
第30回福島県養護教育センター研究発表会記念講演から(抄録)

「共生社会と インクルーシブ教育システムの構築」



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成氏

第30回となる今年度は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長の宍戸和成氏から御講演を賜りました。

はじめに

言葉というものは、使えば分かるというものではなく、使う人の経験や興味関心などが共通した時に、その言葉が使え、意味を持つものになると聾学校の教員だった時に現場で教えていただきました。言葉を使う時に大切なことは、

- 共通のイメージ
- 言葉を砕く
- 確認する

つまり、子どもや保護者へ話す時には、共通のイメージを持つこと、分かるように言葉を砕いていくこと、頭の中にどのようなイメージがあるかを確認することだと思いました。

「共生社会」とは

聾学校時代に学んだことは、根拠を明確にするということです。そこで、共生社会とは、どのように考えればいいのか、公式な見解がないかと探したところ、内閣府のホームページに共生社会の事業として、子供・若者育成支援、食育推進、高齢社会対策、障害者施策などの事業を行っていることが載っており、共生社会と障害者施策は関連があることが分かってきました。

そして、共生社会について次のように書いてありました。

国民一人一人が豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが必要です。—以下略—

私たちの目指すべき方向性として、共生社会があるのだらうと思います。共生社会というのは、先に決められた社会があるのではなく、徐々に作られていく社会ではないのかと、私は考えています。だから、今も共生社会の一部、完全ではないのかもしれませんが、共生社会をつくる営みがあります。つまり、目指すべきものではあるけれど、今は、関係ないというものでもなくて、私たちは、一つ一つかわりを通して、共生社会をつくる役割を担っていくものではないのかと思うのです。

「国民」というと、とても広い言葉に聞こえますが、自分たち一人一人だと考えた方がいいのではないかと私は思います。また、生きる力を育むことは、教育の分野でも言われてきていますが、内閣府でも述べられているということは、教育だけの問題ではないと思います。つまり、「国民一人一人が安全に安心して暮らせる社会」それが、共生社会と考えることができるのではないかと考えています。

インクルーシブ教育システムの構築

インクルーシブ教育システムについて、説明をしておきたいと思います。

障害者の権利に関する条約の第24条に教育にお

いては何をすべきか、何を確保すべきかについて記されています。その中に目的として、「障がいのある方の力を最大限に伸ばしましょう。そして、自由な社会に効果的に参加することを可能にしましょう。」と書かれています。障がいのあるなしにかかわらず、教育はみんな同じですよ。大事なことは目的のためにどういう配慮が必要かということです。

インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人は障がいのある人の学校、障がいのない人は障がいのない人の学校と、最初から分けるのではなくて、考え方として、まずは一緒に学校教育の中で考えましょうということです。そこで、その子どもにとって必要な教育の方法、あるいは内容を考える必要があれば、それを組み合わせていきましょうということです。

障害者の権利に関する条約の中に、「能力等を可能な最大限度まで発達させ」と書いてあります。

これが、大事なことだと考えられます。

「交流及び共同学習」へ

特殊教育の時代にも交流教育という言葉がありました。それは、昭和54年の養護学校義務制の頃も使われており、そこでは、障がいのある子どもは養護学校で学ぶ、障がいのある子どもは、小・中学校に行けないのか等、いろんな議論が起きました。そこで、障がいのある子どもでも、小学校に行けますし、子ども同士がかかわることもできますよということで、交流教育が始まりました。

平成16年に、障害者基本法が整備され、「交流及び共同学習」と言葉が変わりました。それは、交流教育というのは、障がいのある人とない人が、触れ合うだけでいいのか、障がいのある人やない人が共に学ぶ、そういう機会が必要なのではないのかななどの話し合いが行われ、「共同学習」という言葉が入ったのです。文部科学省では、「交流学習」、「共同学習」と分けて考えるのではなく、「交流及び共同学習」と合わせて考えましょうと、説明をしてきました。

例えば、運動会やお楽しみ会など、交流目的で行うものもあれば、算数や国語等の授業を一緒に行う場面もあります。教科では、触れ合いもあるし、その教科の内容をそれぞれの目標を受けて学習する場面もあります。つまり、交流の部分と、共同

学習の部分とを線引きすることが難しいのではないかと、いろいろな要素が含まれているということで、文部科学省は、「」付き「交流及び共同学習」という一つのくりとして使うことになりました。

「共に学ぶ」ということ、「子どもの可能性を伸ばす」ということ、その両方の視点をこれから考えていかななくてはならないのかなと思います。

子どもの可能性を伸ばすために

子どもの可能性を伸ばすために、いろいろな教育の場があります。その教育の場を上手に活用しましょう。ただし、共に学んでも大事なことは、子どもの可能性を、本当に伸ばす教育が提供されているかということです。そのことを基本にして考えていくことが、これからのインクルーシブ教育システムのポイントになると思います。

「可能性を伸ばす」ということを考えると、厳しい「指導」などのイメージが出てくるかもしれませんが。実は、小学校に「生活科」が入ったときに、これまでの教科の指導とは違う発想で指導しなければならない、つまり、新しい指導観が必要と言われて、「指導」と「支援」の葛藤というか、「指導」という言葉は良くない、「支援」という言葉を使いましょうということがありました。

指導と支援を説明する時に、指導をティーチ、支援をサポートというように捉えて、それを英英辞典で調べてみると、次のように書いてあります。大事な所に下線を引きました。

teach

: to show somebody how to do something so that they will be able to do it themselves

teachについては、その人が自分でできるように、どのように解決したらいいか、どうやって、そこにたどり着けばいいかを教えること、しかも自分自身でそれができるようになることであると思います。指導という言葉は、無理やり押し付ける、教え込むということではないと言えるのではないかと思います。一部、そういう部分もあるかもしれませんが、それだけではないようです。

support

: to give or be ready to give help to somebody if they need it

supportについて、「もし必要としているならその人にしてあげる、してあげる用意がある、できている。」つまり、その人が必要としていれば、それをしてあげるのが支援であり、本人が支援を必要としているかどうかは、やはり考える必要があると思います。日本の言葉には、必要としていないのにしてあげる「おせっかい」という、いい言葉があります。おせっかいと支援は違うことを、これを読んで考えさせられました。

支援というのは黙って見ているだけ、相手の気持ちを尊重しているだけではなく、その人が、必要としているかどうかを一生懸命洞察することが大切です。そして、その必要としている人があれば、その人にあった形で、何かをしてあげる、何かをしてあげる用意がある、それが、支援であると受け止めることができると思いました。

「指導」という言葉、「支援」という言葉、どちらか一方で良い訳ではなく、両方の言葉が必要であると思います。

人格の個性と尊重～金子みすゞの詩～

金子みすゞさんの詩に「みんなちがって、みんないい」というものがあって、私は、この詩が好きなのですが、ただやみくもに、「みんな違っていいんですよ。」と使われるのは、私は少し違和感を覚えます。それは、どうしてかという、金子みすゞさんの一生、生き様、それを踏まえてこの詩を考えて欲しいと思うからです。障がいのある人、そのままでいいのではないかと思います、障がいのある人だって、いろいろな努力をして、いろいろな苦労をして、いろいろな人とかかわって今がありますし、これからを何とかしたいと思っているのです。つまり、何もなくていい、ただそのままでいいということではなく、そこには、苦労や人とかかわり、将来の夢など、そのようなことがあるのではないかと、金子みすゞさんの生き様が最終的にこのように表現しているのではないかと、そのところを理解しなければならないと思います。障がいのある子どもに当てはめるとすれば、「何もなくていいんだよ」ではなくて、その子がしたいこと、やりたいこと、人とかかわって、楽しいこと、伝えることなど、今の生活があり、その上で、違いがあることは仕方ないよね、違いを認めつつ、やはり一緒に生きたいよねというこ

となのだと私は思いました。ただ、人の尊厳を認めるということは、この「みんなちがって、みんないい」の中に、隠されていると思います。

共生社会をどう考えるか

共生社会はいろいろなイメージがありますが、それを考えた時に、思いついたことが、子どもの部屋に飾ってあったジグソーパズルでした。共生社会は、ジグソーパズルを完成させるようなことなのではないかと勝手に思っています。どうしてかと言うと、一つ一つのパーツがなければ完成しません。その絵としてもできあがりません。つまり、一つ一つに意味がありますよ、一人一人に価値がありますよ、しかも、その一つ一つのパーツは、隣のパーツと一緒にならないと一つになりません。それは、一緒に力を合わせていく、関係し合っていると、そのように私は考えたいと思いました。

教育は、大変だけど、おもしろい！

私は、学校現場を離れてしまいました。教育は大変ですが、面白いということのをこれからの先生方に伝えていければいいと思います。

よくPDCAという言葉がありますが、難しく捉えようとすれば、いくらでも捉えられますが、日常的にもやさしくPDCAを考えることが、大事だと私は現場で学びました。

- ・子どもから学ぶ（子どもに教えて貰う）。P
- ・子どもの心（気持ち）を知る（想像する）。P
- ・試しにやってみる（チャレンジする）。D
- ・どうだったかを振り返る（反省する）。C
- ・失敗を生かして新たに工夫する（創造する）。A

私は、聾学校で子どもからたくさんのことを教えてもらいました。

子どもに教えてもらうということは、ある意味、それは、実態把握でもあると思います。子どもの心、気持ちを知ることでは、若い時には、悪い意味で指導しすぎたかもしれません。しかし、だんだん子どもの気持ちを想像できるようになると、少しゆとりがでて、子どもと一緒に考えることができるようになってきたような気がします。

試しにやってみる、チャレンジというのは、新しい教材と言ってもいいかもしれないし、展開と

言えるかもしれないし、やってみないと分からないものだと思います。その意味で、C（評価）が、どうだったのかなとしっかりと反省をする必要があると考えます。失敗を生かして新たに工夫するというのですが、二つの「そうぞう（想像する、創造する）」を考えてみてください。これは、「想像なくして創造なし」ということだと思います。イメージを浮かべることなくして、クリエイティブなことはないと、久里浜特別支援学校で学んだことでもあります。

一人一人、先生方が子どもを育て上げていかないと、共生社会にもなりませんし、インクルーシブ教育に近づくということもないと思います。それは、三段跳びのように、ぴよんぴよんぴよんといけばいいけれど難しく、私は、時間がかかることだと思っています。ゆっくり、あせらず、着実に歩んでいけばいいのではないかと思います。

これは、先生方一人一人に期待することだと思います。

エピソードの一部より

最後に、私の経験から、失敗しながら学んだことを伝えたいと思います。

私が、4月から正規の教員という時、いつもお酒を酌み交わしていた先輩から「明日からはプロ。今までは、手取り足取り教えていたけれど、明日からは教えない。自分で学べ。」というように言われました。

私が何をしていたいいか分からない状況にあった時、先輩は「自分は廊下を歩き来しながら、その中でベテランの先生の発問を勉強した。そんなやり方もある。やるか、やらないかはあなた次第。」と教えてくれました。自分で考えなくてはならない、材料はいっぱいある、その材料をもとにどうすればいいのか、考えるのは教員としての仕事だということを教えてくれたように思います。

実践は、面倒だけど、尊いもの

私は、インクルーシブ教育システムも、共生社会も、実践がないと夢の夢だなあと思っています。

先生方が小学校であれ、中学校であれ、幼稚園であれ、特別支援学校であれ、日々実践をしています。その実践が、子どもを育て、その子どもが一つ一つのパーツとして、社会の中で、その存在が確固たるものになっていくこと、それが共生社会であり、インクルーシブ教育システムではないのかと思います。

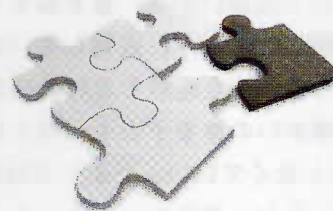
最後に

これからの先生方には、ぜひ、コミュニケーション力を大事にしてほしいと思います。コミュニケーション力は、何か一つ決まった形ではなく、先生方一人一人の個性を生かして、聞き役になったり、話し役になったり、そのような役割を演じられるようになることであると思います。

ぜひ、福島県の教育において、質の向上に向け、立場を超えて、協力し合っていけたらいいと思います。

以上で、終わります。ご静聴ありがとうございました。

注：本文は、宍戸氏の講演内容を当センターが要約してまとめたものです。福島県では、「障害」を「障がい」と表記することにしてはいますが、本文においては、法律や条令等及びそれに関連する語句については、「障害」と表しています。



その1 ～これから～

「これからの養護教育センターの役割」

福島県養護教育センター 所長 片 寄 一

養護教育センターは今年開所30年目を迎えました。昭和61年4月の創立以来、障がいのある子どもに関する教育相談、教員の研修、調査研究、図書資料の収集と情報提供、広報などの業務を行ってきました。この間、関係の皆様方には、当センターの運営等に対して御助言や御支援を賜り心から感謝申し上げます。

さて、福島県の特別支援教育の基本理念は「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進です。本県では、平成15年度から「共に学ぶ環境づくりプラン」を施策として展開し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、お互いのことをよく理解し、共に支え合いながら学ぶことができる教育システムの構築を目指してきました。平成18年に国連で採択され、我が国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」では、「共生社会」の形成ということが大きな理念となっています。この条約において教育には、インクルーシブ教育システムの構築が求められておりますが、障がいのある子どもが地域で共に学び共に生きる教育の実践とこのインクルーシブ教育システムの構築とは、同じ過程にあるものと考えられます。

当センターでは、平成24年度と平成25年度に、「きこえに課題のある児童生徒の学習環境等実態調査」、平成26年度には、「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況調査」を実施いたしました。この調査でわかったことは、さまざまな課題はあるものの、各学校が創意工夫しながら、障がいのある子どもの教育に向き合っている姿でした。ある小学校の体育の授業では、先生が準備運動の合図をすると、車いすに乗っている児童を起点にして、子どもたちが自然に輪になり運動をする姿がありました。おそらく、この学校では、障がいのある児童に対して、子どもたち、先生方が日頃からそのようなかわり合いをしているのだと思います。「共生社会」の理念につながるインクルーシブな社会やインクルーシブな学校をつくるためには、体育の授業で見せてくれた子どもたちの姿に大きなヒントがあるように感じました。

昨年の12月4日に当センター研究発表会を福島県ハイテクプラザで開催いたしました。この研究発表会も今回が30回目の開催となり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長の 宍戸 和成 先生に「共生社会とインクルーシブ教育システムの構築」の演題で記念講演をいただきました。先生は、共生社会のイメージをジグソーパズルにたとえて、パズルを完成させるようなことなのではないかと話されました。「ジグソーパズルは一つ一つのパーツがなければ完成しない。パーツ一つ一つに意味と価値がある。しかも、その一つ一つのパーツは、隣のパーツと一緒にしないと絵が完成しない。」このことは学校教育においても同じことが言えると思います。子ども一人一人が違いを認め合い、お互いを尊重する心を育てる教育の実践こそが今求められていると考えます。

当センターは障がいのある子どもの教育的支援を目的に設置された機関ではありますが、これからの社会が目指す方向性と重ね合わせたとき、これまでの取組を大切にしながらも、さらに広い視点で事業を展開することが求められるものと考えております。共生社会の理念を大切に、インクルーシブ教育の推進に所員一同努力を続けていく覚悟でありますので、今後とも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

その2 ～これまで～

—過去10年の歩み—

創立30年

養護教育センターに期待すること

「御用聞き」

第九代所長 志賀 力

「ちわー。三河屋です。今日のご用ありませんか?」「……………」「無ければまた来ます。」というやりとりが、半世紀ほど前までは聞かれました。その後、時代とともにデパート、スーパー、コンビニと買い物の仕方が変わっていきましたが、今、御用聞きを見直してはという動きもあります。

特別支援教育に携わる機関で働く人には、教育指導分野と地域の特別支援のセンターの役割が求められています。後者の分野はまだ未開拓の地域がありそうです。

地域に出て行こうといっても、特別支援学校ではせいぜい義務教育諸学校、幼稚園、高等学校から応援を求められるだけでしょう。

支援を必要とする子どもは、保育所、待機児童の居る家庭、病院等多くの機関に通っています。そこで子どもとかかわる保育士、言語・理学・作業療法士、看護師等は学校と比べ研修の機会が極端に少ないのが現状です。もちろん、障害のある子どもの保護者や家族は相談や指導をしてもらえる機関があることさえ分からないで居ることも散見します。

また、成人の障害者も社会とのつながりを持ってないことがあります。

こうした情報は、教育委員会では知り得ません。市町村の福祉関係部局には上述した問題を担当者がいるのですが、手薄で適切に対応できないことがあります。

特別支援学校や福島県養護教育センターで働く人は、複数の障害児の教育に携わった経験を持ちそして行政の一端を担っているのですから、大いに力を発揮できると思います。

「出張に該当しないよ」と言われるときは、年休を取って御用聞きに出かけ、お話をお聞きし、子どもの生活の場面を見せていただき子どもや保護者、そして市町村のとのつながりを築いていって欲しいと思います。

子どもと適時に、適切な、適度なかわりを持って、豊かで張り合いのある生活ができるようになるために、力を出せればと思います。

創立30周年に寄せて

第十代所長 吉田 雄二

私は、学校教育法等の一部改正を受けて全ての学校等で本格的に特別支援教育がスタートした平成19年4月に着任しました。

在任中は、国や県の動向を踏まえつつ教育相談や研修事業を始め、本県が抱える課題解決に向けた研究及び調査、幼稚園や各学校等における特別支援教育の実践支援、地域の人材育成をめざした市町村教育委員会への企画支援、指導資料の作成など、教員の専門性の向上と幼児・児童生徒に対する指導・支援の充実に向け職員一丸となって各種事業に取り組んだことを思い出します。中でも予算削減の中、教員の研修ニーズに応えるべく所員の得意分野を生かした土曜日の「自主研修」会の開催や養護教育センター・総合療育センター・発達障がい者支援センター間のそれぞれの機能を生かした合同相談会の立ち上げ等は思い出深いものとなっています。

あれから9年の歳月が経とうとしています。この間、各学校等では、校内支援体制の整備が進み幼児・児童生徒一人一人のニーズに応じた支援が充実してきました。また、各市町村においては、関係機関が連携し支援体制を構築するなど地域での体制整備も進んでいます。特別支援教育の理念と確かな専門性に裏打ちされた教育実践、関係機関の連携による支援が確実に浸透しつつあることを実感しています。

そして今、我が国は共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築へ動き出しています。本県では既に平成15年、通常学級に在籍する全盲の児童への支援を契機として「共に学ぶ環境づくりプラン」が策定・実施され、平成21年には学校教育審議会による答申で本県の特別支援教育の方向性として「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進が示されました。本県はこれまで、特別支援教育の先導的な役割を果たしてきたと言っても過言ではないと思います。

インクルーシブ教育システムの構築には、特別支援教育を確実に進めていく必要があるとされています。

幼児・児童生徒一人一人のニーズを踏まえた指導・支援の内容の充実はもとより、特別支援教育の質の向上を図ることが求められています。今後、養護教育センターとして、個々の教職員の専門性の向上と学校全体としての専門性の確保のための研修の充実や教育・医療・福祉等の連携による総合的でより専門的な相談システムの構築、地域における支援体制の整備・充実と人材育成への支援等はこれまで以上に重要視しなければならない事項であると思います。本県におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、さらなる機能の充実を図りながら創造的に各種事業を展開することを期待しています。

創立30年に寄せて～当時を振り返って～

第十一代所長 圓谷 美智子

未曾有の東日本大震災、福島原発災害からまもなく5年になろうとしています。5年前、私たちは、「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進に向けて、学校内での体制づくり、一貫した指導・支援を図るための個別の指導計画、個別の教育支援計画、個別ファイルの作成と活用、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり等、学校、地域、関係機関と連携しながら進めていました。しかし、あの日、平成23年3月11日を境に状況は一変し、5月上旬まで避難所支援が続き、平成23年度センター事業は、大幅に見直しされ、研修講座は「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進にかかる研修講座のみとなりました。このため、週末や長期休業中に実施する自主研修講座を大幅に増やすとともにテレビ会議システムを活用した授業支援、学校支援等を粛々と進め、センター事業、推進事業が滞らないようにしました。

大震災当時、私たちは、阪神淡路大震災の資料を参考に、関係機関の協力を得ながら情報を収集、発信しましたが、災害のみならず様々な事態や課題に適時・適切に応えられるような力を蓄積しておかなければならないことを痛感しました。また、避難所支援を通して、発達障がい者への理解及び適切に支援できる人材の育成、個人ファイルの作成・活用等の必要性を改めて実感しました。また、震災一年目の学校現場は、課題山積で、研修に参加することすら厳しい状況でしたが、週末の自主研修講座は予想以上に参加者があり、高校の先生方も数名参加するなど、推進事業の成果を感じることもできました。

当時を振り返ると反省することばかりが浮かんできます。改めて所員はもとより多くの関係者の支援や協力を得て、十分とは言えないまでもその任を果たせたことに感謝したいと思います。

終わりに、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指し、この4月には障害者差別解消法が施行されます。今後一層障がい者に対する理解が深まっていくものと思います。養護教育センターが今後も本県特別支援教育のシンクタンクとして、特別な支援を必要とする子どもたちが学校や社会でより良く生きていけるよう、特別支援教育の振興・充実に努め、学校、地域、県民の期待に応えていかれますことを心より祈念します。

「不易流行」

第十二代所長 眞部 知子

私が養護教育センター所長として勤務したのは平成24、25年度で、国が「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、国内の法整備を進めていた時期です。平成24年7月に、文部科学省から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出されました。県教育委員会も「地域で共に学び、共に生きる教育」を特別支援教育の基本理念とし、一人一人のニーズに応じた教育を推進していました。

この時期、養護教育センターは、地域や小・中学校、さらには高等学校における特別支援教育の充実、特別支援学校の授業力向上を重点事項として運営ビジョンに掲げ、特別支援教育に携わる先生方の専門性向上を目指して研修を構築してきました。

研修の中では、特にケース検討の進め方が好評でした。このケース検討は養教センターが独自に考案し、コーディネーター研修会や発達障がい等の研修会で活用しました。そのケース検討は次のような手順で進めます。最初に子どもの実態や行動を参加者で共有します。その後、子どもの立場から子どもの思いや・考えを推測し、子どもの行動の背景要因を探り、最後に支援策を参加者で考えます。このケース検討がなぜ好評だったのでしょうか。それは、子どもの思いや心情に寄り添った支援策を導き出すことができ、子どもの行動の意味を探ることができたからだと思います。

特別支援教育は時代とともに変化しています。「特殊教育」から「特別支援教育」へ、さらには、共生社会における「インクルーシブな教育」としての特別支援教育へと変わってきました。しかし、時代が変わっても変わらないものが教育の根底に脈々と流れています。それは、教師の子どもへの向き合い方です。子どもの表す行動の意味を問い続け、子どもの気持ちを読み取り、適切な対応をしていく。「不易流行」、教育の本質を忘れることなく、常に新たな課題と向き合いながら、教育の価値を問い続けていきたいと考えています。

その3 ～つながり～

—各機関等との協働と連携—

養護教育センターに期待すること ～創立30年に寄せて～

福島県教育庁特別支援教育課 課長 上 妻 弘

養護教育センター創立30周年、誠におめでとうございます。私も過去に6年間お世話になりましたが、様々な出来事が昨日のこのように思い出されます。

これまで養護教育センターでは、発足当初から県内の特別支援学校や特別支援学級への支援として障がい種別のハンドブックの作成及び配付に着手するとともに、全国から収集した学習ソフトのダウンロードサービス「ソフトの庭」のホームページの開設及び運営など、全国に先駆けて取り組み、県内はもとより全国からも多数の問合せやアクセスがあるなど、高い評価を得てきた輝かしい足跡があります。

このような先進的な取組は、養護教育センターが特別支援教育に特化した専門の教育センターであることを所員一人一人が強く自覚し、特別支援教育の充実発展のため努力を惜しまない姿勢を持ち続けてきたことが背景にあったのではないかと考えます。

今日、特別支援教育を取り巻く環境は、「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行により大きく変わろうとしており、今まさに新たな展開を模索している状況であるといえます。

養護教育センターにおいては、この新たな変化に対応し、県内の特別支援教育を必要とする多くの児童生徒やその保護者、教職員、関係機関に対し、従来行ってきた教育相談や研修講座はもとより、来所できない方々にも利用いただけるよう特別支援教育の情報バンクとして、今求められている情報を幅広く提供できるシステムを構築していくことを期待したいと考えます。

これまでのセンターを振り返るとき、広く情報を提供するところに有益な情報は集まることをセンターは十分学んできたと思いますし、それに答えることが信頼を築く礎になると考えるからです。

養護教育センター開設前後の回想

福島県特別支援教育振興会 会長 柳 沼 穹 壹

養護教育センター開設30周年は、当初からのフル稼働の日々の積み重ねであったと推察いたします。

創立の動機は、「養護学校教育義務制」の完全実施にあったと推測いたします。当時、各都道府県とも就学猶予・免除の制度のもと、大部分の知的障害児・重複障害児は、学校教育から除外されておりました。このため、家庭や地域社会との連携や啓発、市町村の就学指導、障害児教育に未経験な教職員の研修と専門性の向上、指導・実践や管理体制の整備等々喫緊の課題に取り組み、ご苦労が多かったと思います。

そのような状況が続くなか、本県においても切望されていたセンターが全国に先駆け、医療・福祉との連携のもと開設され、以来、教職員の専門性の向上、就学指導体制の整備指針、教育相談、実践研究の先導等、本県特別支援教育推進の中核施設としての役割を担い、その重責を果たしてまいりました。

また、開設当時、県教育委員会は通学制養護学校の設置を推進し、いわき養護学校をはじめ、家庭、地域と結び地域社会の中心的役割を担うものと期待しており、この点からも養護教育センターの指導的役割が強く望まれていたことと推測いたします。

今回、科学技術の革新等の成果の社会的実現が迅速に図られ、経済生活、消費生活等さまざまな社会生活の変革が推進されております。このことは他方で、障害者の社会参加の思わぬ障壁となり、社会的自立の阻害要因とならないように、適切な教育的支援が望まれます。障害のある児童・生徒の進路の指導を考えると、このことについても十分配慮した準備教育の在り方、実践研究をすすめてほしいと願っております。

養護教育センターに期待すること ～創立30周年に寄せて～

福島県総合療育センター 所長 武田 浩一郎

福島県養護教育センターが創立30年を迎えられたこと、誠にめでたく心よりお祝い申し上げます。

養護教育センターと療育センターとの関わりは、日常診療の中では、外来患者さんの教育相談を気軽に行っていることがあります。これはお互いの信頼関係があればこそ成り立つシステムだと思います。また、養護教育センター、福島県総合療育センター、発達障がい者支援センターの3センター協議会というものがあり、現在、1,2か月に1回のペースで開催されています。この協議会では、お互いの情報交換や発達障害のお子様のケース検討などを行っています。最近では、養護教育センターの先生方と当センターの医師や訓練士等のスタッフと協力しながら、「きこえに問題のある児童生徒の学習環境等実態調査」、「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況調査」といった調査研究に取り組んできました。今後も養護教育センターと協力しながら、様々な研究課題に取り組んで参りたいと存じます。

ところで、最近の動向として発達障害児が増加していることがあげられます。発達障害児に関する医療現場の現状をみると、外来受診を希望する患者さんが非常に増えていて、発達障害を診る医療機関はどこも飽和状態になっています。当センターにおいても、小児科、精神科ともに、外来受診まで1年待ちの状態です。発達障害の診断を求める人の数が増えていることが最大の要因ですが、学校から医療機関受診を勧められ外来受診する患者さんも散見されます。また、専門医（小児神経、児童精神）、臨床心理士などの医療関係者の不足も大きな要因と考えられます。特に福島県においては震災後に顕著になっています。

発達障害は肢体不自由や知的障害のような歩行の可否や知能指数といったわかりやすい物差しがあるわけではありません。専門家に診断してもらいたいという教育現場の要望は当然のことと思います。しかし、それと同時に教育現場では、児童生徒の状態を観察把握し、医療・福祉と連携し、環境を整え、対応を考えていくことが重要であると思います。

これからの養護教育センターに期待することとして、現在増加している発達障害の子どもについて、正しい認識のもとで教育が受けられるように、教育現場に対して更なる啓発を行っていただきたいと思います。養護教育センターの役割は今後ますます大きくなっていくことと思います。

これからも養護教育センターと協力し、子どもの健全な育成のために業務を推し進めていきたいと考えておりますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。



その4 ～とりくみ～

—平成27年度の研究から—

「これからの共生社会とインクルーシブ教育システムの構築に向けて」
～一人一人の学びを支えるチームによる支援体制づくりと授業の充実から～

〈研究の趣旨〉

平成19年4月に特別支援教育が学校教育法に位置づけられて8年が経過しました。特別支援教育は、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものです。

創立30年を迎えた本センターは、これまで一貫して障がいのある子どもやその保護者、教員に寄り添う教育相談・研修を行ってきました。私たちは、障がいのある子どもたちが、その能力等を可能な限り最大限に発揮しながら、自立し社会参加していくこと、地域社会の一員として豊かに生きること、可能な限り地域の子どもたちと共に学び合いながら育つことなど、生きる力を身につけることを目指し「共生社会」を目指した取組を行ってきました。

文部科学省の報告では「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献することができる社会と述べられています。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会と言えます。

国連においても「共生社会」の実現に向けて、女性や子どもの人権等への取組とともに、障がい者の人権についても取組が進められています。国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の24条では、「インクルーシブ教育システム」の確保について述べられています。それによると、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身

体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

福島県の特別支援教育は、第6次福島県総合教育計画の施策において障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進しています。この施策は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築・推進のための国の動きと同じ方向性を持っています。

そこで、本センターでは、「共生社会」に向けたインクルーシブ教育システム構築・推進のために、私たち教員一人一人の専門性の向上を図るだけでなく、教員一人一人の力がより発揮されるようなチームによる取組や支援体制づくりをさらに充実させることが大切であると考え、二つの研究を進めることにしました。

一つは、肢体不自由のある子どもの学びの充実を目指し、教員同士が共に学ぶ授業づくりを実践した研究です。もう一つは、特別支援学級に在籍する子どもの学びの充実のために、通常の学級担任も含めた柔軟に編成したチームによる授業研究会の研究です。二つの研究の研究協力校の実践は、今後各校に求められる「合理的配慮」の提供や「基礎的環境整備」の充実に向けた一つの実践例として参考になると思われます。

(主任指導主事 柳沼 哲)

〈教育研究(二年次)から〉

「小・中学校におけるチームによる支援体制づくりと授業の充実」

1 はじめに

小・中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもの学び方は、障がいの特性や教育的ニーズに応じ、通級による指導や交流及び共同学習など、学びの場を固定しない様々なケースが見られてきています。そのような様々な学び方をしている子どもの学びを充実させるためには、今までのように、通常の学級、通級による指導、特別支援学級それぞれの担当が、それぞれの場での子どもの学びを充実させることだけでは十分ではありません。子どもにかかわる複数の教員がチームをつくり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級などの校内組織の枠を超えてつながり、組織的な校内支援体制の整備と充実が必要です。

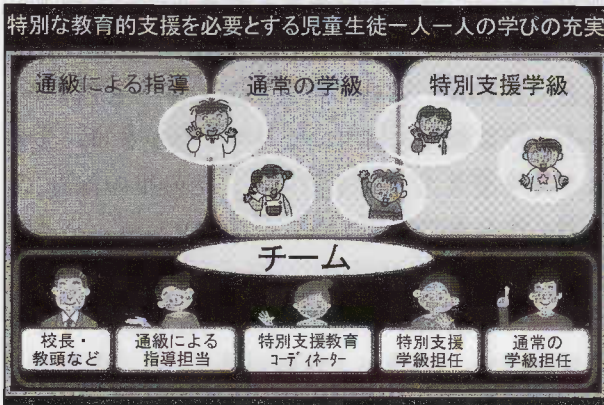
ました。

そうする中で、以下のような声が聞かれるようになりました。

- 子どもの特性が分かり、授業での手立ての工夫につながっている。
- 交流及び共同学習の授業での目標や手立てが分かった。

また、日頃から、教員同士が特別な教育的支援を必要とする子どもや授業のことを語り合えるようになってきました。さらに、通常の学級担任と通級による指導担当が話し合いながら授業づくりをするという新たなチームが編制される動きが見られました。

つまり、必要に応じた柔軟なチームを編制し、子どもの学ぶ姿を語り合うことによって、校内組織の枠を超えた子どもの様々な学びに対応する支援体制の整備と充実につながりました。



3 おわりに

この研究を通して、研究協力校の教員から感じたのは、特別な教育的支援を必要とする子どもの学びを充実させたいという強い想いです。その想いをつなげることができた時、チームとして力を発揮できるようになると考えます。つまり、子どもの学びを充実させたいという教員の想いをつなげることが、チーム力、さらには、学校力を発揮させていくことになります。それは、これからの学校教育に求められていることではないかと考えます。

(指導主事 橋本 勉)

2 必要に応じた柔軟なチームと子どもの学ぶ姿

研究協力校2校では、特別支援学級の子どもの学びの充実のために、特別支援学級担任同士のチームや必要に応じて通常の学級担任が加わったチームで授業研究会を行ったり、交流及び共同学習での学びの充実のために、特別支援学級担任と交流先の通常の学級担任とでチームをつくり授業研究会とケース会議を行ったりするなど、必要に応じて柔軟にチームを編制して、子どもの学ぶ姿を話し合う方法で授業研究会とケース会議に取り組み

〈調査研究(二次)から〉

「共に学ぶ授業づくりを目指した先生たちとの出会いから」 ～子どもの可能性と最大限の力を発揮する取組～

1 はじめに

平成26・27年度「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況調査」を実施しました。2年目である今年度は、通常の学級に在籍する小学校3校と特別支援学級に在籍する中学校1校が、特別支援学校と連携し、学習の充実に向けた実践研究を進めてきました。その中で出会った子どもたちと先生方の取組を紹介したいと思います。

2 肢体不自由のある子どもたち

調査結果(二次調査)のひとつに「学習面・生活面において受け身で消極的な面がみられる」と回答した割合が18%というデータがありました。決して多い数字ではありませんが、とても気になるデータでした。さらに、自由記述では「自分でできることは、自分でしようとする意識や態度が高まらない」「常に支援員を頼りにしている」「常にやってもらうことを待っている」「同年齢の子どもとのコミュニケーションが受け身である」「自信を持たず、自己肯定感が低い」などの記載がありました。確かにこれらは、実態の一部を表していると思われませんが、「なぜ子どもたちは受け身で消極的なのか」について、考えてみたいと思います。

まず、体育の一場面での子どもの心を想像し推測してみます。

「僕はいつも友達と一緒に勉強したい。バスケットでパスをしてシュートもしたい。でも、やりたくても同じようにできない。だから、見学や別メニューになってしまうのかな。友だちは一人でできるけど、僕はいつも、誰かに頼っている。」

これは、あくまで推測ですが、いかがでしょうか? 「本当は誰かの支援なしでやってみたい。」「やりたい気持ちがあってもできない。」という思いが読み取れませんか? そして「友達はできるのに自

分はできないと感じ、自己肯定感が上がらない。」そんな子どもたちが、受け身になり、消極的になってしまう背景も見えるのではないのでしょうか? このような子どもの思いとその背景に寄り添うことが、よりよい配慮と支援への一歩であると思います。

3 子どもの思いを実現する教師

協力校の先生方は、障がいのない子どもと障がいのある子どもが共に学ぶ上での配慮や工夫を特別支援学校のセンター的機能を活用し、丁寧に指導していました。その中から、ひとつの授業を紹介します。

それは、体育(ポートボールのルール)の変更・調整を行い、車いすの子どもがチームの一員として一緒に学べるようにした取組です。特に、印象的だったのは、試合の待ち時間に子ども同士が、どのように動くか得点になりやすいかを車いすのAさんを交えて作戦を立てて、その後の試合で、得点したときの子どもたちの笑顔とハイタッチでした。

そして、授業の最後に担任の先生は、子どもたちに向けて、「一人一人体格が違うこと、走る速さも違うこと、ドリブルの早さが違うこと」に気づかせた上で、どのようにしたら、Aさんも含めてみんなが楽しく、同じ目的に向かって取り組めるかを考えさせる授業を展開していました。

4 おわりに

子どもの思いに寄り添い、一人一人の子どもを最大限に発揮させる配慮や工夫を考え、学級集団として、子ども同士が互いに違いを認め合い、尊重し合う授業こそが、インクルーシブな教育を推進していくための基盤ではないかと思います。

(指導主事 菅野 和彦)

インフォメーション

平成27年度 教育相談報告

平成27年度 相談件数

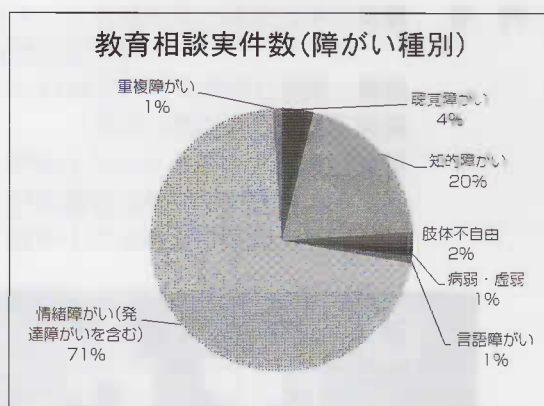
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
実件数	41	28	36	30	16	17	14	25	21	228
延件数	52	48	86	66	40	51	64	68	71	546

実件数は相談を受け付けた子どもの件数を、延件数は相談を実施した総件数を記載しています。

今年度の相談件数は昨年度（12月末まで）に比べ、実件数が21件の減少、延件数が94件の減少となりました。平均で子ども一人につき約2.4回の相談を実施しました。

相談内容については「情緒障がい（発達障がいを含む）」についてが161件（実件数）であり、相談の71%を占めています。主な相談内容としては、「学習や生活に困難さを示す」子どもの相談でした。「集団での学習についていけない」「他児とのコミュニケーションがうまく図れない」などの課題が顕著であり、学年が上がるにつれて「学校に行きたくない」などの課題を抱えるケースが多くなっています。

子どもの多様なニーズに応じたかわりが重要になっています。そのために地域や学校、関係機関と連携した教育相談を今後も実施したいと考えます。



平成27年度 研修講座実施状況

平成27年度本センター研修講座受講者数

基本研修			職能研修	専門研修	受講者総数
初任者研修	経験者研修Ⅰ	経験者研修Ⅱ			
48名	33名	31名	521名	500名	1,299名
※ 公開講座 74名、自主研修講座 92名					

研修講座は、障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進できるよう、特別支援教育の基礎や充実に向けた研修から授業づくりなど実践力向上に向けた研修まで、研修内容の充実に努めてきました。

本年度は、経験に応じた基本研修を初任者研修、経験者研修Ⅰ、Ⅱとして9講座、職務に応じた特別支援教育コーディネーター研修会などの職能研修を7講座、教員の専門性を高める専門研修を17講座開設して実施しました。また、外部講師の講義は公開講座として開放し、さらに、福島県総合療育センターと連携して、教育実践上の課題を自主的に解決するための研修として自主研修講座を2講座実施しました。

受講者数は、表のとおりです。1,299名の内訳は、特別支援学校教員が35.6%、幼・小・中・高等学校教員が64.4%となっています。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所共催事業
平成27年度専門研修講座 特別支援教育実践力アップVI

「インクルーシブ教育システム構築における 合理的配慮と教材・支援機器の活用」

本研修講座は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進と合理的な配慮に基づく支援の在り方について、講義や教材・支援機器・ICT等の活用についての演習を行い、特別支援教育における教材・支援機器等の更なる活用促進と実践力や専門性の向上を図ることを目的に実施しました。

期 日 平成27年8月20日(木)～21日(金)

会 場 福島県立郡山養護学校

内 容 講義「インクルーシブ教育システム構築に向けた
特別支援教育の推進と教材・支援機器の活用」

講義・演習「特別支援教育教材ポータルサイトの紹介と活用」

演習「教材支援機器の体験」

実践紹介 二本松市立岳下小学校 齋藤 隆康 教諭

福島県立郡山養護学校 渡邊 弘規 教諭

鹿沼市立みなみ小学校 富永由紀子 教諭



<受講者の声から>

- ポータルサイトの使い方を知り、講義内容もある程度理解できました。実践紹介を聞くことができ、どの内容もすばしかったです。
- 実践紹介では、今まで知らなかった世界を見せてもらいました。少しの工夫をするなど支援機器の使い方によって様々な子どもに応じた支援ができることが分かりました。
- ICT機器の活用を悩んでいましたが、自分にもできそうな内容がたくさんありました。

特別支援学校研修支援から

「チームで行う特別支援学校の授業改善の在り方」 ～実践を踏まえた OJT による研修支援～

1 はじめに

養護教育センターが考える本県特別支援学校の研修体系とOJTによる研修は、【図1】のとおりです。中堅層1期を過ぎると悉皆研修の機会が減り、中堅層2期からベテラン層の教員の専門性の向上は個人に委ねられています。また、中堅層2期以降の教員が身に付けた専門性を若年層から中堅層へ継承するシステムが明確になっていません。今後の退職と新規採用のバランスを考慮すると、組織的な人材育成と専門性の継承が喫緊の課題となっています。

教職経年数と研修形態	0年～2年 若年(初任)層1期	3～5年 若年層2期	6～10年 中堅層1期	11～15年 中堅層2期	16～20年 中堅層3期	21～25年 ベテラン層	26～30年 以上ベテラン層
基本研修	初任者研修 フォローアップ研修(2年次)		経験者研修I	経験者研修II			
職能研修							
専門研修							
特別研修(特別支援教育)					国立特別支援教育総合研究所研修		
校内現職研修(OJTによる研修)			OJT支援 授業力の向上	OJT支援 授業力向上マネジメント OJT支援 組織力向上マネジメント		OJT支援 授業力向上と組織力向上 を促す	
免許更新講習				10年に1回更新			

【図1】特別支援学校教員研修体系図

2 事業の目的と期待する効果

養護教育センターは、各校の実践を踏まえたOJTによる研修を支援することで、OJTを推進する教員の育成と校内組織の活性化を目指しています。

OJTを推進する教員が、組織マネジメント力を身につけ、若年層からベテラン層までの教員組織が、チームによる授業づくりを通してそれぞれの層に応じた授業力や専門性の向上を図ることを期待しています。

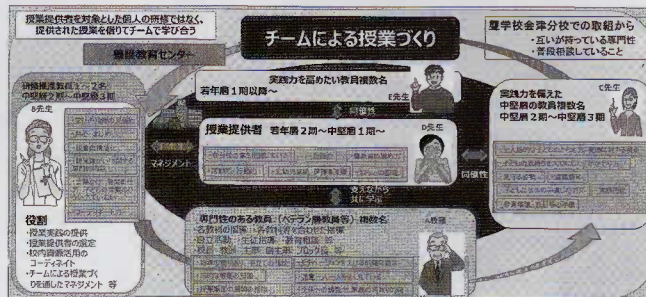
また、人材育成のOJTシステムが構築されることで、校内組織の活性化を促し、特別支援学校のセンター的機能が強化されることを目指しています。

※OJTとはOn the Job Trainingの略で、「日常的な職務を通して必要な知識や技能、意欲、態度などを意識的、計画的、継続的に高めていく取組のこと。」

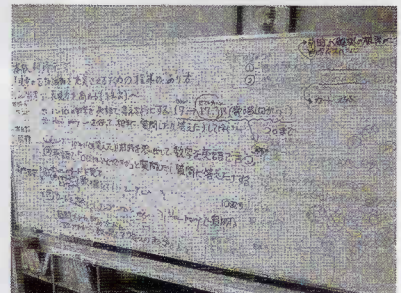
3 研修支援の実際

聾学校会津分校では、小学部5学年外国語活動の単元「How many?いろいろなものを数えよう」の授業研究を通して、校内研修を行いました。

チームで事前検討を行い、授業のねらいと目標を焦点化しました。複数の教員による実態把握や子どもの学ぶ姿の想定を行った結果、ねらいと目標を見直し、指導の内容や手立てを精査することができました。また互いの経験と専門性をリスペクトしながら、発展的な話し合いをすることができました。



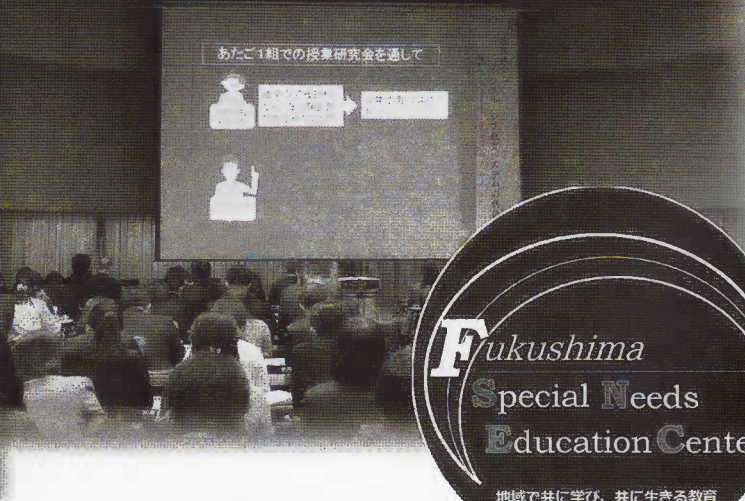
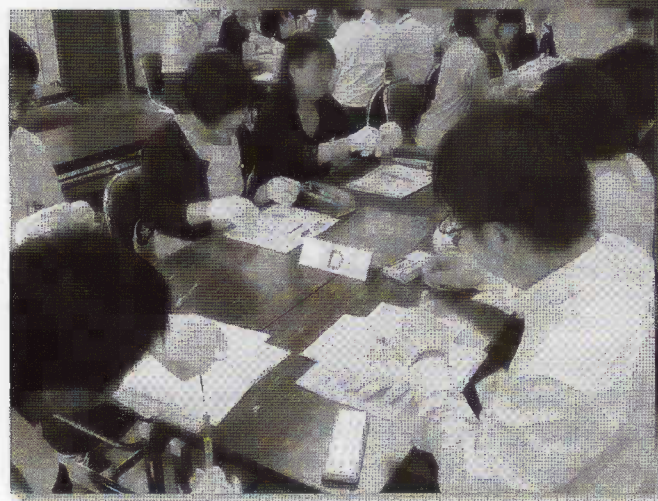
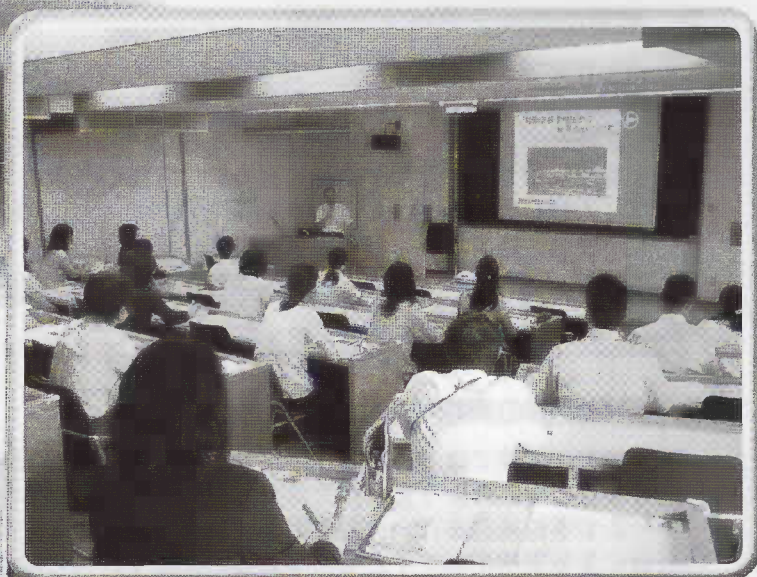
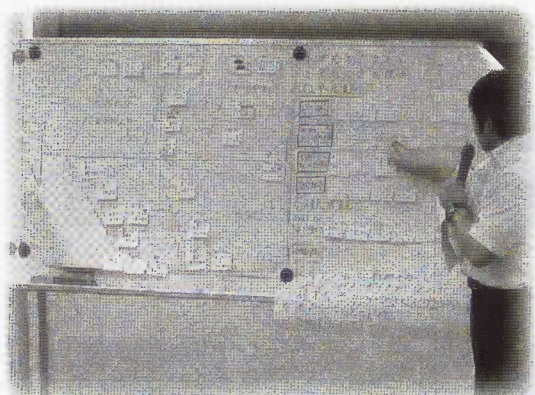
聾学校会津分校によるチームづくりの例
(普段、相談していることや、それぞれが持っていると思う専門性について書き出しまとめたもの)



4 今後の取組

今年度の先行的な事業を基にしながら、さらに、特別支援学校等での実践と検証、OJTシステムを活用した教育研究の実施等、子どもの学びの充実に繋がる取組を継続していきたいと考えています。

(指導主事 江田 貴洋)





編集後記

養護教育センターは、平成27年度に創立30年を迎えることができました。これもひとえに、障がいのある子どもたちの教育に携わる多くの先生方のお力添えのおかげと、また、関係諸機関及び地域の皆様の御理解と御協力をいただいたからこそと、深く感謝しております。

さて、第68号となる本号では、「巻頭言」として、独立行政法人特別支援教育総合研究所の宍戸和成理事長による、養護教育センター第30回研究発表会記念講演の抄録を掲載しました。私たちすべてが目指すべきこれからの社会について、その理由もお示しいただきながら、わかりやすくお話しいただいた記録です。

「特集」では、「共生社会の形成に向けて」をテーマに、養護教育センターの役割や期待することについて、関係する皆様より御提言をいただきました。創立20年から今日までの10年間の歩みについても、おわかりいただけたかと思えます。

さらに、本センターが平成26、27年度に取り組んだ教育研究・調査研究の要旨に加え、「インフォメーション」として、教育相談や研修講座、学校の研修支援等の事業の一部についても紹介しました。

本号を皆様に御覧いただくことで、本センターの活動についてさらに御理解をいただけたらばこの上ない喜びであります。これまでの御支援にあらためて御礼申し上げるとともに、今後とも御指導御鞭撻を賜りますようお願いし、編集後記といたします。

(企画事業部長 橋本 淳一)



所報 特別支援教育 第68号

発行所 福島県養護教育センター
<http://www.special-center.fks.ed.jp>

編集発行人 片寄 一

発行/印刷 平成28年3月31日

〒963-8041

福島県郡山市富田町字上ノ台4-1

Tel 024-952-6497

Fax 024-952-6599